

◆ 民事訴訟法・民事執行法・民事保全法

犯罪被害者等の氏名等を秘匿する制度の創設など

改正前の規定では、DV等の被害者が、自己の氏名等を知られることをおそれ、加害者に対し、損害賠償を請求する訴えを躊躇するとの指摘がありました。また、審理の過程で、被害者の現在の住所が記載された書面等が提出された場合、これを加害者に秘匿することができませんでした。

これを改善するために、犯罪被害者等の氏名等を手続の相手方に秘匿できる制度が創設されました。司法書士試験においては、民事訴訟手続は不動産登記との繋がりがあり、本改正は①差押え等のケース、②判決による登記のケース、③処分禁止の登記がされた後の処理のケースに影響します。

本講義は、直前期に行う改正補講ですので、改正の概要と①・②の説明に留め、③は詳細に過ぎるため割愛します。

【通達】令和5.2.13民二275(要旨)

1. 改正の概要

① 申立人又はその法定代理人の住所等の全部又は一部が当事者に知られることによって、当該申立人又は当該法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき疎明があった場合には、裁判所は、申立てにより、決定で、住所等の全部又は一部を秘匿する旨の裁判をすることができるようになりました。また、申立人又はその法定代理人の氏名等についても、同様です(民訴法133条1項)。

② 前記①の申立てをするときは、申立人又はその法定代理人(秘匿

対象者)は、秘匿対象者の住所等又は氏名等(秘匿事項)その他の事項を秘匿事項届出書面により届け出ます(民訴法133条2項、民訴規52の10)。

③ 前記①の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該申立てに係る秘匿対象者以外の者は、②による届出に係る書面の閲覧等の請求をできません(民訴法133条3項)。

④ 裁判所は、秘匿対象者の住所又は氏名について①の決定(秘匿決定)をする場合には、当該秘匿決定において、当該秘匿対象者の住所又は氏名に代わる事項(代替住所・代替氏名)を定めます。代替住所又は代替氏名を、当該事件及びその事件についての反訴、参加、強制執行、仮差押え及び仮処分に関する手続において記載したときは、民訴法その他の法令の規定の適用については、当該秘匿対象者の住所又は氏名を記載したものとみなされます(民訴法133条5項)。

2. 不動産登記への影響

(1) 差押え等のケース(秘匿決定がされた訴訟事件の確定判決等に基づく不動産等に対する強制執行並びに保全のための仮差押え及び仮処分に係る登記の取扱い)

① 秘匿決定がされた訴訟事件の確定判決等を債務名義として、裁判所書記官がする当該事件に係る強制執行のための不動産の差押えの登記の嘱託(民執法48条1項)及び不動産を対象として登記された先取特権、質権又は抵当権によって担保される債権に対する差押えの登記の嘱託(民執法150条)並びに秘匿決定がされた事件に係る保全のために裁判所書記官がする不動産の仮差押

えの登記の嘱託(民保法47条3項)及び処分禁止の仮処分の登記の嘱託(民保法53条3項)においては、嘱託情報の内容として、不登令3条11号イの登記権利者(債権者)の住所又は氏名の代わりに、代替住所又は代替氏名が提供されます。

② 登記官は、前記①の嘱託に基づく登記をするときは、嘱託情報の内容として提供された代替住所又は代替氏名を、不登法59条4号でいう住所又は氏名とみなして登記します。

(2) 判決による登記のケース(秘匿決定がされた訴訟事件における登記手続をすべきことを命ずる確定判決に基づく登記の取扱い)

① 不登法63条1項等の規定に基づき、登記手続をすべきことを命ずる確定判決等に基づく登記の申請をするに当たって、不動産登記法令上、申請情報の内容として申請人等である秘匿対象者の住所又は氏名を提供しなければならないとされている場合において、申請人等の住所又は氏名として代替住所又は代替氏名が提供されたときは、申請人等の住所及び氏名が申請情報の内容とされていないことから、不登法25条5号の規定により当該申請は却下されます。

② 登記手続をすべきことを命ずる確定判決に基づく申請において、不登令7条1項5号ロ(1)の規定により提供された判決書等の正本に記載された当事者の住所又は氏名が、代替住所又は代替氏名とされている場合であっても、当事者の秘匿事項届出書面の記載内容を証明する裁判所書記官が作成した情報が提供され、当該情報の内容から、登記官において、申請人等と判決書の正本に記載された当事者が同一であるとの判断が形式的に可能である

ときは、当該申請人等と当該当事者は同一人であると取り扱われます。

上記通達の2.(1)は、差押え等のケースです。例えば、DV被害者が、加害者に対する債務名義を持っているとしましょう。DV被害者としては債権回収をしたいので、加害者が所有する不動産を強制競売にかけることにしました。その際、当該不動産には強制競売開始決定を原因とする差押登記が嘱託されますが、差押債権者としてDV被害者の住所が登記されてしまうのは差し支えるでしょう。そのために、1. ①で説明した秘匿の裁判を受けければ、裁判手続では代替住所が住所として扱われます。そして、登記の嘱託も代替住所のまま行われ、登記官も代替住所のまま登記します。

上記通達の2.(2)は、判決による登記のケースです。例えば、加害者が所有する不動産につき、DV被害者への所有権移転登記を「判決による登記」によって単独申請するとしましょう。1. ①で説明した秘匿の裁判を受ければ、裁判手続上は代替住所が住所として扱われます。ところが、代替住所は、申請情報の内容としなければならない「住所」(不登令3条1号)に該当しないので、申請情報の方式不適合(不登法25条5号)を理由に却下するというのです。

多くの受験生から「そんなアホな！」とのツッコミが聞こえています。せっかく裁判手続では代替住所で通せたのに、登記申請情報の登記権利者の欄で本当の住所を提供してしまったら、そのままでは、登記記録に本当の住所が登記されてしまいます。何のために秘匿の裁判を受けたのか分かりません。でもご安心ください。すでに、平成27.3.31民二196によって、DV被害者等が登記権利者であるときに前住所を登記するなどの取扱いが行われています(なお、DV被害者等が登記義務者であるときに住